

刑事訴訟法特別講義講演録 四宮啓弁護士「裁判員制度の意義と課題」

平 山 真 理

はじめに一刑事訴訟法特別講義のねらい

2009年5月21日より導入されている裁判員制度ははや7年目に入った。裁判員制度はこれまでの刑事裁判のありかたを大きく変えるものであり、筆者が担当する刑事訴訟法の講義においても当然ながら大きなテーマの一つとなる。裁判員制度はこれまでのところおおむねうまく行っている、と評価されることが多い。しかし例えば、最高裁判所が毎年発表している『裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書』を見ると、「審理が分かりやすい」と感じている裁判員経験者の率は毎年減少している。また同じく最高裁発表の『裁判員制度の実施状況について』を見ても、裁判員候補者の選任手続への出席率は低下している。更に、裁判で証拠として示された凄惨な犯行現場の写真を見た裁判員がPTSDを発症し、国を提訴したケースもあり、裁判員の精神的負担という大きな課題も残されている。つまり、裁判員制度については、たとえ基本的にはこの制度を支持する立場に立ったとしても、制度の改善と更なる発展を目指すためには批判的視点を持って検証することも重要である。これらの重要なテーマをより深く理解するためには、教科書のみでの学習では充分ではない。刑事手続、とくに公判手続に対する理解を最もよく深めるのは刑事裁判の傍聴である。このように考え、筆者は受講学生には日頃から刑事裁判の傍聴を強く勧めている。刑事手続における重要な課題を理解するための効果的なもう一つの方法は、その分野のエキスパートの話を聞く、ということである。

裁判員制度のエキスパートと言えば、筆者の頭に最初に浮かんだのは当然ながら、四宮啓弁護士であった。四宮先生は1980年代から陪審制度の研究に携われ、司法制度改革推進本部の検討委員会のメンバーとして、裁判員制度を実際に設計された方の一人でもある。2015年6月9日に本学東キャンパス603教室で行われた刑事訴訟法特別講義では、まさに考え得る最高の裁判員制度の講師から、「裁判員制度の意義と課題」というテーマでご講演頂いた。

講演者紹介：四宮啓（しのみやさとる）氏。東京弁護士会所属。國學院大学法科大学院教授（刑事訴訟実務）。司法制度改革推進本部の検討会委員として裁判員制度の設計にも関わった。また、アメリカの陪審制度についても詳しい。主な著書に『O.J. シンプソンはなぜ無罪になったか：誤解されるアメリカ陪審制度』（現代人文社1996）、『ここだけは聞いておきたい裁判員制度：31の質問』（片山善博、国谷裕子との共著、日本評論社2009）。

——以下講演録——（Slide 数字番号は、211頁以下にあげたパワーポイント配布資料を示す）

平山：今日の特別講義、裁判員制度の意義と課題について、四宮啓先生にお話しいただきたいと思います。

四宮先生は、私が前回の授業のときにみなさんに言いましたように、裁判員制度を設計された方の1人ということで、裁判員制度について、一番よく知っている方ということになるわけです。裁判員制度はこの前の5月21日で6年がたって、7年目に入ったわけですが、四宮先生が設計に携われた観点から、今日はこの制度についてお話しくださいます。私が学生のときに、四宮先生の本が書かれたこの『O.J. シンプソンはなぜ無罪になったか』とい

う本を読んで、アメリカの陪審制度について衝撃を受けました。その頃から市民参加型の刑事裁判に私は関心を持ったので、私が今研究していることは四宮先生のこの本に出会ったことがきっかけの一つであり、私の現在の研究テーマにも大きな影響を与えました。四宮先生は私が日本で最も尊敬する弁護士のおひとりということになります。

今日は本当にわざわざ授業に来ていただけて、私も大変嬉しいし、皆さんもとても楽しみにしていると思います。では四宮先生のお話を聞きたいと思います。よろしくお願いします。

四 宮：皆さん、こんにちは。

受講生一同：こんにちは。

四 宮：今日はこの授業にお招きいただきまして、ありがとうございます。今、過分なご紹介をいただきましたけれども、私が平山先生と初めてお会いしたのは、先生が大学院生の頃ですか？

平 山：私が大学院生の頃ですから、私が留学する直前ぐらいのときですね。

四 宮：直前ぐらいですかね。今はむしろ、外国で会うことのほうが多いくらいで、平山先生は外国でも著名な新進気鋭の刑事法学者で、お付き合いをいただいております。

今日は、裁判員のことならなんでも話していいと言っていただきました。私は、さっきもご紹介いただいたように、30年以上国民の司法参加の問題をやっているんですけども、1人でも聞いてくださる方がいれば日本中どこでも行きますと言って出かけて、

30年たちました。今日は、こんなにたくさん聴いてくださる方がおられて、こんなにうれしいことはありません。

Slide 1

それで今日は、今、平山先生からご紹介があったように、この5月21日で丸6年、人間でいうと6歳ですね、小学校入学ぐらいにようやくなったという、この裁判員制度の意義と課題ということでお話をします。

皆さんは裁判員制度については、ある程度授業で勉強なさったんですね？ 基礎知識はもう全部あると、裁判員制度のことは任せなさいと。

ところで皆さん、何歳ですか？ 女性に聞くのは失礼だから、男性に聞こうか。

学 生A：20歳です。

四 宮：そうすると、20歳未満の方もいらっしゃるんですね。でも、そういう方も18とか19ですよ。もうすぐ20歳になれば、裁判員になる資格が自動的に与えられます。私の今日のゴールは、今までためらいがあったけれども、話を聞いてみたら、行ってもいいかと思ってくれるようになれば、今日は小山に来た甲斐があったということです。

それから、私も大学で授業を持っているんですけども、いつも私の学生の皆さんに言うのは、「お行儀よく聞いているだけではなくて、私の授業の邪魔をしないで」とよく言います。邪魔をしろといっても、ふらふらしたり、歌を歌ったりでは困るんですけども、意見を言っていたり質問したり、途中でも全く構いませんので。よく分からなかったとか、私はこう思うんだけどどうだろうか、いうことがあれば、遠慮なく手を挙げて邪魔をしてください。

Slide 2

今日のお話の柱ですけれども、最初になぜ裁判員制度が導入されたのか。これはある程度、皆さん授業で聴いているかもしれませんが、ちょっと違う視点からお話ししたいと思います。次に、6年前にスタートした裁判員制度の現状はどうなってるか。これは少し数字をお示したいと思います。そして3番目に、6年たったのこの制度の課題ですね。そして最後に、裁判員制度は何を変えてきたか。あるいはまた、これから変えていくかということについて、お話をしたいと思います。



講義中の四宮啓先生

なぜ裁判員制度が導入されたのか：2001年司法制度改革のコンセプト (Slide 3)

まず最初に、なぜ裁判員制度は導入されたのかということですが、1999年から日本で戦後初めての、本格的な司法制度改革の議論が始まりました。このときには、まだ裁判員制度を導入しようということで議論が始まったわけではありません。どういう議論だったかということ、それまでの日本は、戦争が終わって、焼け野原になったわけだけでも、そこからどうやって世界にまた戻っていくか、力を付けていくかということが国を挙げての大きな課題になったわけです。そのために行われてきたことは、まず政府が競争力を持たせる企業を選んで、そしてそこに財政的に

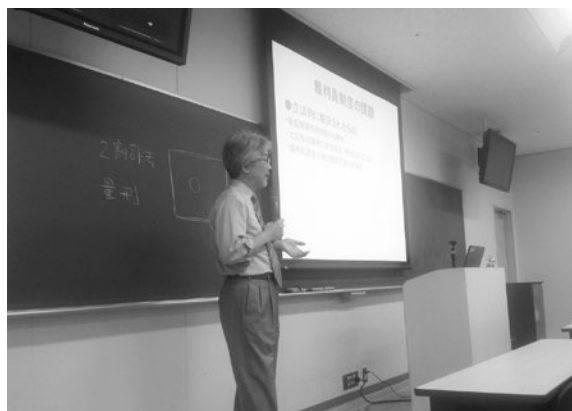
も税制的にもいろいろなサポートをして育てて、そして世界で競争できる企業に育てていく。その代わり、誰もがその市場に参入できるわけではない。事前にコントロールをしている。つまりトラブルが起これないように事前に規制をして、そしてトラブルのない社会で、お上の監督の下で、競争力をつけて経済を強くしてきたわけです。だから、一言で言うと、事前に規制して調整していく。お上が調整していく社会と言われていた。ところがそのまま半世紀がたったわけです。その結果どうなったかというところ、日本は世界第2位の、今3位になりましたけど、当時は世界第2位の経済大国になった。つまりこの方式は成功したわけです。しかし半世紀たって別の面ではどんなことが起こっていたかというところ、相変わらず参入は規制されている。自由な経済活動はできないまま。しかしそれでは活力ある社会、また、一層世界での競争力を持つ企業や個人を増やす社会にはできないのではないかと。もっと自由で、フェアで、責任ある社会にしていく必要があるのではないかと。ということで、社会の在り方を根本的に見直す必要があるということになったわけです。それは事前規制に対して事後監視。つまり参入は自由に認めましょう。しかし参入したメンバーは、ルールを守り、きちんと責任を果たさなければいけない。ルールに違反したら責任を取らせる。救済されるべき人はちゃんと救済するという社会の仕組みに変えようという声が大きくなっていきました。政府もその声に応えるために、改革に着手した。これからは事後監視・救済型社会ですから、ルールが一層大事になる。ルールを破る者がいれば、きちんと責任を負わせるシステムが機能しなければならない。つまりそれは司法ですね。法によって世の中を治めていく。お上が力と金でコントロールするのではなくて、法が社会のルールにならなければならない。そこで、「法の支配」という理念がとても重要だということになったわけです。それでは、いまのままの日本の司法システムが、新しいあるべき社会にきちんと対応できるかというところ、とてもできる仕組みではなかった。そこで、1999年に、政

府の司法制度改革審議会が誕生して、2年間、60回の会議を開いて、「法の支配」をこの日本の社会に定着させていくには、どういう司法システムに変えていくべきかということを議論しました。

なぜ裁判員制度が導入されたのか：法の支配を実現する仕組み（Slide 4） 法の支配と個人の尊重

「法の支配」って、授業でやりましたか？ どんなこと習いましたか？
どうぞ、教科書やノートを見ていいですよ。

「法の支配」は、法があればいいというものじゃないんですね。その法の中身を問題にする考え方なんです。それは何かというと、二つ重要な柱があります。一つは個人の尊重です。一人一人の個人が、社会に存在するというだけで尊重される。その人というのは、もちろん皆さんのような人間もいますけども、団体もありますね。会社とか、労働組合とか。そういう意味での個人は、社会を構成するメンバーとして、存在するというだけで尊重される。だからその人たちの権利が侵されたならば、それは回復されなければならない。では当時、日本ではどうだったかと。この改革の議論のときにはやった言葉で、「2割司法」という言葉がありました。



講義の様子

つまり、本来、法によって解決されるべき社会の課題の2割しか、法によっては解決されていないという、皮肉を込めた言葉ですね。じゃあ後の8割はどうだったのか。日本の社会で最も多かった「解決」は泣き寝入りですね。結局問題を公にしない、社会に出してこない、我慢してしまう。

しかしそれでは、自由でフェアで責任ある社会とはいえないわけです。そうだとしたならば、権利が侵害されたならば、法によって、法を使って、自分の権利を守ってほしいと。しかし、国民の側からすると、そんなこと百も承知ですと。法を使わなかったんじゃない、法が使えなかったんだと。使い勝手が悪い、弁護士がどこにいるか分からない、いくら金が掛かるか分からない。判決を取ったら、お金が全部回収できるのか、それも分からない。そんな状態だったんですね。そこで使い勝手のいい司法制度にしましょう、ということで、いろいろと制度を整備した。聞いたことがあると思いますが、法テラスを作ったり、ADR といって裁判所以外で紛争を早く安く解決できる仕組みを作ったり、裁判を原則2年以内に終わらせる法律を作ったり。20本以上の法律を作って改正して、使い勝手がいいようにしようということになりました。

法の支配と国民主権

「法の支配」のもう一つの基本的なコンセプトは国民主権です。社会に存在する人や団体が、存在するというだけで尊重される。そして社会の在り方を決めるのは、他ならぬその人たちだと。私たちだということです。国民主権の問題は、個人の尊重と違って、自分自身の権利が侵害されたりしたわけではないけれども、私たちの社会の正義が損なわれた。皆さんがメンバーであるこの社会で、不正義が起こったと。そのときには、社会のメンバーの1人として、正義の回復に一肌脱いでほしいと。これは、「法を使う国民」に対して、「法を担う国民」と、私、言っているんですけれども、それが今日のテーマである裁判員制度ということになります。つまり、皆さんは犯罪の容疑者として疑いを掛けられたわけでもない。皆さん

は犯罪の被害者になったわけでもない。皆さんとは直接関係はないかもしれない。しかし、皆さんが住んでいる社会の中で起こったこと。皆さんが住んでる社会の正義が損なわれている。だとしたら、その社会の構成員の1人として、その正義の回復に力を貸してほしいということですね。

法の支配と法曹の役割

そして、法を使ってください、法を担ってくださいって言っても、恐らく国民の皆さんは、それは分かるけども、しょせん私たちは素人ですって言うでしょう。そこで、皆さんが法を使ったり担ったりするのに、サポーターをたくさん付ける、作りますと。つまり法律家ですね。弁護士が中心です。皆さんのサポーターとして、良質の法律家をたくさん養成します、ということで、法科大学院という新しい法律家の養成システムを作ることになりました。

以上が司法制度改革の全体像です。見ていただくと分かるように、司法制度改革は、裁判員制度を作るためだけにあったわけじゃないですね。しかし裁判員制度はその重要な柱の一つなんですね。その位置付けを、ぜひご理解いただきたいと思います。

日本における司法への国民参加

つぎに、一般の国民が裁判に参加するというと、皆さんが普通に思い浮かべるものはなんですか？ 一般の国民が裁判に参加しているのを、見たことある人いますか？

学生B：アメリカの陪審裁判。

四 宮：アメリカの陪審裁判。そうですね。どんなもので知りましたか？

学生B：テレビ番組とかで、事件の再現とかそういう場で、ドラマみたいな感じで見たことがあります。

四 宮：アメリカの映画には、陪審員が出てくる映画、たくさんあるんですね。私が好きな映画の一つは、『フィラデルフィア』という映画です。これは、トム・ハンクスが、アカデミー賞の主演男優賞を獲った映画です。彼はフィラデルフィアという都市のエリート弁護士なんです。しかし、エイズにかかるんですね。会社は病気を理由に本当は首にはいけないんだけど、仕事のミスを会社側がでっちあげて、それを理由に解雇する。そして彼は、その解雇は不当だと裁判を戦う。そして進行していく病気とも戦う。その裁判に陪審員が出てくる。もしよかったら、レンタルでも借りてぜひ見てみてください。

そういうことなので、日本の人たちは、国民が裁判に参加するのは外国の話だと、長い間思ってきました。それは私自身も、大学は法学部に行きましたけれども、そこを卒業してもそう思っていました。ところが弁護士になってからびっくりしたんですけども、実は戦前に日本でも、陪審裁判が行われていたのです。私が学生のときは誰も教えてくれませんでした。私が不勉強だったということもありますけれども。

日本の陪審裁判 (Slide 5)

これは東京地裁における第1号の陪審裁判の写真です。昭和3年、1928年の12月の裁判ですね。1928年から1943年まで15年間、日本でも刑事裁判に一般の国民が参加をしてました。1943年までというと、アメリカとの戦争がだいぶ進んだ段階ですね。その段階でも一般の国民が裁判に参加をしていた。残念ながら女性はまだ参加できない制度でしたけれども、実

際に484件行われました。このスライドを見てみると、ここに3人いるのが裁判官です。高いところに1人いるのが、検察官です。ここに首をうなだれたように見える女性が被告人です。その後ろにいるのが弁護士です。弁護士は裁判官や検察官よりも一段低い位置に座らされていました。この女性は放火をしたということで起訴されました。途中で写真が切れていますが、ここに2列、12人の男性が座っていました。これが陪審員です。彼らは検察官が、つまりお上が起訴したこの女性を無罪にしました。信じられないかもしれませんが、あの時代に、この陪審裁判の無罪率は17パーセントありました。今は、後でもちょっと触れますけども、0.5パーセントです。この陪審制度は、戦争の激化とともに1943年に停止され（廃止ではありません）、復活されないまま、今日に至っています。



四宮先生からの質問に答える受講学生

裁判員制度の現状（Slide 6）

今回日本で導入された制度は、陪審制度とは違う裁判員制度ですけれども、この6年の間にどんなことになっているか、その実績を見てみましょう。最高裁が発表してる一番新しいデータは、今年（2015年）の3月末までのものです。7000件ぐらいの裁判に裁判員が参加して、名簿に登録された人が200万人になろうとしています。そして、選ばれて、実際に法廷に裁判員として座った人が4万3000人ぐらい。補充裁判員、これは、

裁判員に何か事故があったときに、代わって務めてもらう人ですね。代わってすぐ務めてもらう必要がありますから、この人たちも法廷で、最初から証拠調べを聴いています。その人たちも、約1万5000人います。つまり6万人近い人が、実際に法廷で証拠を見聴きして、裁判に加わっているということになります。平均の審理期間は大体1週間ぐらい。評議をするのに10時間ぐらい。無罪が44件、死刑が23件出ています。これが大ざっぱなデータですね。

裁判員制度によって変わったもの：裁判員の意識 (Slide 7)

これから、裁判員制度が始まって、変わったものと変わらなかったものを、少し紹介したいと思います。まず変わったものですが、裁判員の意識です。これは去年の最高裁の調査で、裁判員を経験した人、実際に裁判員になった人に対するアンケートの結果です。6700人くらいが回答したということですね。これは、ビフォーですね。ビフォー・アフターというテレビ番組がありますね。家を改造する、リフォームする話。これはビフォーです。つまり裁判員になる前にどういう気持ちだったかと。これ、ほとんど一般の国民と同じ気持ちなんですけれども、まずこの赤。「積極的にやってみたい」という人は9.2パーセント。「やってもいい」という人は25パーセント。積極的な意見を言った人は、合わせて35パーセント弱ということになります。あとはこの、水色とブルーですね。あまりやりたくない、やりたくないという人が、5割以上います。この意識が裁判員を務めたあとはどうなるか。今度はアフターです。「非常によい経験と感じた」という人が57.5パーセント。「よい経験と感じた」という人が38.4パーセント。つまり95パーセント以上の人が、やってよかったという意識です。これ、すごい変化ですね。こちらのビフォーは、大体いつもこの数字です。そしてアフターも、毎年この数字です。6年たったとお話ししましたが、6年間ほぼ同じ数字です。ビフォーとアフター。これ

は後でまた、問題点として別のことで触れたいと思います。これが変わったものの一つです。

裁判員制度によって変わったもの：刑事手続（Slide 8）

もう一つ変わったものは刑事の手続です。皆さんが勉強している刑事訴訟法が定めている、刑事事件の捜査、公判などです。これがどう変わったか。横軸は手続の時間軸です。皆さん勉強したように、容疑を掛けられた人から見れば、逮捕されて勾留されて、起訴されて、公判前整理手続があって、公判が開かれるという流れですね。裁判員制度を入れるには、どうしてもやはり、今までの手続きでは対応できないということで、法律を変えた部分があります。一つは、お金のない被疑者には国選弁護人を付けることがこれまでできませんでしたけれども、裁判員裁判になれば、迅速な裁判が集中して行われることになりますから、早い段階で法律専門家のアドバイスが必要になる。そこで資力のない被疑者にも、この当時は一定の限度でしたけれども、国選弁護制度をつくることになりました。それから、公判は連日開廷するようにする。一般の国民は、みんな忙しいですから、裁判所にひと月に1回来てください、それを5年間来てください、などということとはできないですね。だから公判は毎日やることになる。そうすると、充実した裁判を毎日開くためにはお膳立てが必要になります。準備が必要になります。それが公判前整理手続です。その中で、特に検察官がどんな証拠を持っているか、一定の証拠を、事前に弁護側に開示する。そのことによって、争点と証拠が整理される、ということから、証拠開示という制度も生まれることになりました。それまでは、皆さん信じられないかもしれませんが、起訴されると検察官が自分たちが出したものだけをわれわれにも見せる。他にどんな証拠を持ってるかは分からない。そういう裁判が半世紀以上続いていたんですね。それが大きく変わりました。

裁判員制度によって運用が変わったもの (Slide 9)

ところが、変わったものは、このように事前にみんなが予想したものでなければなかったんです。国民が、有罪・無罪を判断する、あるいは刑も決めるということになると、他にも大きな影響がありました。

取調べの録音・録画

一つは取り調べの録音・録画です。この点は、今まさに改革が議論されていますけれども、司法制度改革審議会当時は議論されませんでした。しかし、例えば私の依頼者が、「実は警察で、無理な取り調べを受けました。『私はやりました』という調書を作ったけれども、実はそれは強制されたものです」と言ったとします。警察のほうで、「いや、そんなことはない。彼は反省して、涙を流しながら『やった』と言ったんです」と言う。しかし、そこには第三者はいない。そうすると、裁判官はその両方の言い分を聞いて、どっちが本当のこと言ってるんだらうと思うわけですね。しかし決定的な証拠はない。水掛け論です。そのために、裁判が非常に長い時間がかかる。そういうことの繰り返しがこれまでの裁判でした。しかし、これまで裁判官は、私は弁護士ですので弁護士の立場からすると、警察官や検察官の言うことを信用しがちだったと思います。しかし、裁判員はどう考えるだらう。警察の言うことを全部本当だと思ってくれるだらうか。そうはいかないんですね。検察官が、「この人は泣きながら、私がやったと言ったんです」と主張するのであれば、それを証明する必要が出てくるでしょう。そこで、法律は何も変わらなかつたけれども、取り調べの録音・録画を試験的に始めるということになりました。警察でも、検察でも始めることになりました。

保釈

それから保釈です。逮捕されて勾留されている人が起訴されたとすると、裁判所が許可すれば、保釈保証金というお金を預けて外に出ることができるという仕組みがあります。今までは、なかなか裁判所は、保釈を許可してく

れなかった。ところが、この後にお膳立ての手続き（公判前整理手続）がありますね。ここでは起訴された人が、弁護士と緊密に打ち合わせをする必要があります。なぜかという、この後、裁判が毎日毎日続いていくからです。きちんとした打ち合わせをするためには、やはり外に出て、いつでも弁護士と会えるようにすることが必要だと。もちろん全員が出られるわけではありません。裁判員裁判は重罪事件ですから。重罪事件は、それだけで保釈の例外になっています。それにもかかわらず、裁判官が、あなた出て、弁護士さんと打ち合わせをなさいと、保釈を許可する率が高くなってきたのですね。これも法律が変わっていないのに生まれた変化です。

直接主義・口頭主義

その他、裁判が始まってからですが、それまでの裁判では、紙がいっぱい使われていました。証拠としては紙が一番多いんですね。皆さん、裁判っていうと、テレビなどで証人が出てきて、それが当たり前だと思うかもしれません。もちろん日本の法律も証人が原則です。しかし実際の裁判では、調書と呼ばれる紙が圧倒的な量を占めています。なぜそんなことが可能だったかという、裁判官だけが裁判していたからです。裁判官はその紙を、裁判官室に持って帰って、裁判の後で読んで、そして、ああ、この人は有罪だ、この人は有罪とは言えないんじゃないか、刑はこのくらいだ、ということを考えていました。しかし、裁判員に後から記録を読んでもらうことはできないですね。事件によってはこんな高さの記録になるわけですから。これ、皆さん交代で、裁判官室に来て読んでくださいというわけにはいかない。法廷に座っていて、目で見て、耳で聴いて分かる裁判にしなければならぬ。そうすると、証拠としての紙を制限する必要が出てきます。証人を中心に証拠調べをやらなければいけなくなります。そこで、供述調書を制限するということが始まりました。実は、さっきも言いましたように、これが日本の刑事訴訟法が本来考えていた証拠調べです。

このように、裁判員が入るということが決まって、そして入った後、法

律も変えていないのに、大きな変化が、刑事裁判では始まったということです。法律を変えた場合は自覚的に、自分で意識して変えたことになりませうけども、今お話ししたように、自覚しなかったのに変わったというものが、たくさんあります。

裁判員制度によって変わらなかったもの (Slide10)

次は変わってないものですね。ここには三つだけ挙げました。一つは無罪率。2番目は死刑判決。3番目は一般の国民の意識です。

無罪率

まず無罪率ですけれども、一般の国民が裁判に参加するようになれば、無罪がもっと増えるのではないかと私も思っていました。それには根拠があったのです。一つはアメリカの陪審裁判の実績です。アメリカの陪審裁判では、州によってももちろん違いますけれども、15パーセントぐらいの無罪率があります。アメリカで、1960年代に、3000件ぐらい実際の陪審裁判を調べた学者たちがいました。それは実際の裁判で、同じ証拠を見た裁判官と陪審員の意見を比べた研究です。その研究では、裁判官と陪審員の意見が異なるケースでは、陪審は無罪評決を出したが、裁判官は有罪と考えていたというケースの方が多い。学者の分析は、陪審員たちのほうが有罪を認定するハードルが高い、というものでした。根拠の2番目は、さっき紹介した日本の戦前の陪審です。無罪率が17パーセントとお話ししました。これは、国民は検察官の証拠を厳しく見るのではないかと想像させるのに、十分な理由になりますね。そう思っていた人は多かったと思います。しかし、実際に行われている裁判員裁判を見てみると、裁判官時代は無罪率が0.6パーセントであったのに対して、裁判員裁判になってからの無罪率は0.56パーセントでほとんど変わらないのです。なぜ無罪が変わらないのか、あるいは本当に変わっていないのか、ということ、検討する必要があると思います。

検察官の起訴の在り方（Slide11）

検討しておくべき点の第一は、検察官の起訴の在り方に変化がないかということです。これは2004年から2013年までの統計ですけれども、2009年が裁判員裁判が始まった年ですね。この起訴率というのは、まず多くの事件では最初警察に行きますね。警察が捜査します。それから検察に送ります。送検と呼ばれています。それから捜査がさらに行われて、検察官が起訴して裁判になるわけですけれども、検察官が殺人罪という罪名で最終的に処理した事件のうち、起訴した事件の割合です。2004年には55パーセントぐらい、半分以上の事件が殺人罪として起訴されていました。ところが、この2009年の裁判員制度が始まる前後から、どんどんその起訴率が下がって、とうとう一昨年には30パーセントになっています。次は強盗致死傷罪です。強盗が被害者の人にけがをさせたり、殺してしまった場合です。これも2004年には86パーセント。非常に高い率で起訴されていたものが、ずーっと下って34パーセントに下がっています。

実務感覚としても検察官の起訴が慎重になっている印象があります。たとえば、殺人は殺意が証明できなければならない。殺人で起訴した以上検察官は、殺す意思があったということを証明しなければならない。その証明は結構難しい。しかし、誰かが亡くなっていることは確実です。そして被疑者が何らかの暴行を加えたことも間違いない。そうすると、傷害致死という罪があります。人をけがさせた結果その人が亡くなってしまった場合です。これも外から見れば、殺すつもりがあったかどうかという点を除けば、外形的には同じ行為です。確実に有罪を獲得するには、傷害致死で起訴することも考えられる。強盗致死傷罪のほうは、強盗がけがをさせたということで考えると、強盗致死傷罪になりますけれども、物を盗るということとけがをさせるということを分けて考えれば、窃盗と傷害に分けて起訴することもできる。

殺人罪も強盗致死傷罪も重罪事件で、裁判員裁判の対象事件です。傷害

致死ということになれば、傷害致死も裁判員裁判の対象事件ですが、殺人未遂の場合を考えると、殺意が証明できなければ傷害罪だけになります。傷害罪ということになれば、それは裁判員対象事件ではなくなるんですね。強盗致死傷罪も、窃盗と傷害に分けると、これは裁判員対象事件ではなくなる。そういうことが、検察官の判断の中にあるのではないか。

このように裁判員裁判になって検察官の起訴が慎重になっているのではないか。だとすると、裁判官裁判時代には起訴していたけれども、裁判員裁判になったから起訴しないというものがあるかもしれない。その中には無罪に本来なったものがあつたかもしれない。こういうことも、考えてみる必要があるのではないか。

ちなみに、窃盗罪を同じように比較してみますと、窃盗罪はもともと裁判員対象事件ではないです。裁判員が参加しない事件です。裁判員が参加しない窃盗罪の起訴率はどうかというと、ほぼ横ばいで変わっていないんですね。裁判員制度の導入にほとんど影響を受けていない。とすると、これは一つの推測ですが、裁判員になるとなかなか説得が難しいケースもあって、そのまま起訴されないということもあるのではないか。そうすると、無罪になったかもしれない事件が、起訴されていないということもありうるのではないかということも、考えてみる必要があるのではないか。

覚せい剤事件の無罪率

もう一つ、注目すべきは、覚せい剤事件の無罪率です。2.7パーセントと高いですね。この覚せい剤事件のうち、裁判員裁判の対象事件になるのは営利目的の密輸です。外国から覚せい剤を持ち込んだ場合です。しかもそれを売る目的で。この場合、最高刑は無期懲役なんですね。その事件ではなぜ無罪率が高いのか。それは、争う事件の多くでは、「確かにこれは私のスーツケースだけれども、私は覚せい剤が入っていることは知りませんでした。外国の空港出るときに、壊されて、代わりのもを持ってきますよと言われてもらったものです。そうしたらその中に覚せい剤が入って

いた。』あるいは、「友達からこれ持ってってくれと、お土産だから持ってってくれと頼まれて、お土産だと信じて持ってきてだけです。」という弁解がなされる。裁判官は、なかなかそういう弁解を信用してくれませんが、陪審員たちは海外旅行の経験などから、ひょっとしたらそういうこともあるかもしれないと思うケースがある。それで無罪率が高いのではないかと思われまます。ですから、無罪率の数字が変わっていないといっても、いろいろ考えてみてほしいということですね。

裁判員制度によって変わっていないもの：死刑判決（Slide12）

それから、変わっていないものとしては、あと一つ、死刑判決です。これも、私は、もっと減ると思っていました。ただ絶対数でいうと、裁判官裁判時代よりも数としては減っています。しかし少なくとも、死刑が著しく減ったとは言えない。それはなぜかということなんですね。1つはこの点も、検察官の死刑求刑の在り方に変化がないかも検討する必要があります。もう1つは、死刑事件において、裁判員たちはどういう証拠に基づいて、どのように判断をして死刑という結論に到達しているのかを見る必要がある。刑罰の判断。死刑も含めた刑罰に関する判断を量刑と言いますね。量刑—刑罰の量を決める。刑罰の種類と、その重さを決める判断です。有罪の場合に量刑について、これまで裁判官たちがどう考えてきたかという、まず「何をやったか」を考える。犯罪行為自体に関する事実（犯情事実）で、量刑の大枠を設定する。例えば殺人や、傷害致死という罪であれば、どんなことをしたかによって、刑罰の大枠は決まる。そして2番目に、この枠の中で一般情状事実、例えばその人はどんな性格の人か、どんな生い立ちをしたのか、精神的な能力はどうだったのか、その事件の前と後でどんなことがあったのかというのは、「何をやったか」とは別の事情ですね。そういうものはこの大枠の中で微調整要素として考える。そして、量刑相場を考える。同じような事件ではどのような刑罰が多いかを検

討する。そのようにして決めるとというのが、多くの裁判官や学者の意見です。そして死刑事件でも、基本的には刑を決めるためのプロセスですから、同じと考えられている。そうすると、死刑事件で、裁判員たちがどのように評議するかというと、裁判官から、まず何をやったかを考えてください、と。刃物を使って3人殺したと。そうしたら、刑罰の大枠は大体こうですね、と。たとえば上が死刑で下は無期というような形で、何をやったかによって大枠がはめられてしまう。特に死刑の場合ですと、その人が今後生きていく価値があるのかどうかということが、最大のポイントですね。生きていく価値があるかどうかを、ただ何をやったかだけで判断していいのだろうか。そう思わない裁判員もたくさんいることでしょう。この人は一体どんな生き立ちなんだろう、どんな性格なんだろう、これから変わってく可能性があるのか、ないのか。しかしそういう事柄は、今の裁判官の考え方でいくと、大枠の中で微調整する要素にすぎないと、裁判員たちは説明を受けるわけです。そうすると、裁判員も「じゃあしょうがないですね」ということになっているのではないかと。誰も評議室の中を見ることはできないんですけれども。ということで、この考え方に従えば、一定の行為の事件は必ず死刑になるということになってしまうのではないかと。最近出たこの二つの最高裁の判決ですけれども、どちらも、量刑を決めるときには先例の傾向を尊重しなさいと。裁判官が評議を始める前に、同じような事件の先例の傾向、別の言葉でいえば量刑相場ですね、先例の傾向を説明し、それを共通認識として評議の出発点にすべきだと判断したのですね。そうだとしたならば、大きなふれは生じなくなりますね。この寝屋川市事件というのは、若い夫婦が幼い女の子を虐待して、そして最後に虐待の結果死亡させてしまったという事件です。一審は裁判員裁判でした。検察官は懲役10年をこの夫婦に求刑しました。しかし、裁判員たちは、証拠を見てこれはひどいと。この虐待は目に余るということで、検察官の求刑は軽過ぎると裁判員と裁判官は考えて、どちらに対しても懲役

15年の判決を言渡しました。「求刑の1.5倍判決」といって、当時新聞をにぎわせたものです。高等裁判所もその判断は理解できると言って、15年を維持したんですね。しかし最高裁判所は、それは重過ぎると言いました。なぜか。先例の傾向から逸脱しているから。そして逸脱してることに對する説明が十分でないということで、これを破棄して、父親に懲役10年、母親に懲役8年を言い渡しました。結局それは、検察の求刑の範囲内に収まったということですね。しかし、その一審の裁判員裁判の判決を読んだ限り、なぜこんなに重くするかということを、丁寧に説明していると私は思いました。最高裁の判決が出たために、今、裁判官は、恐らく、量刑傾向を共通認識として議論の出発点にするために努力を始めただろうと思います。その結果何が起こったかということ、検察官の求刑を超える判決が激減しています。2013年は14件。その前の2012は19件あったのですが、去年（2014年）2件になり、今年は0ですね。みなさんがもし裁判員で、裁判官から量刑傾向を説明されてそこを出発点にしてくださいと言われたら、これを逸脱することにすごくためらいを感じるのではないか。そのことは、量刑にも国民の健全な社会常識を反映させようというこの制度の趣旨と、どういう関係になるのかということも、ぜひ考えてみてほしいと思います。

裁判員制度の課題：立法的に解決されたもの（Slide13）

さて、それでは、今度は裁判員制度の課題に移りましょう。ここまで何か質問、意見ありますか？ いいですか？ 課題ですけども、実は既に、今開かれている国会で、立法的に解決されたものが三つあります。ちょうど先週、裁判員法の改正法が成立したんですね。

一つは、超長期事件—法律に「超長期事件」と書いてあるわけではないのですけれども—裁判のお膳立ての段階、準備してる段階で、この裁判はとてつもなく長くかかりそうだという場合には、裁判員裁判の対象から外

すことができるという制度を作りました。今まで一番長かったのは132日だったでしょうか、神戸で行われた事件ですね。2番目は100日。これらの裁判は実際に裁判員裁判として実施できていますので、この程度の期間のものは、この超長期には入らないと言われています。それよりも長い、1年かとか、かかりそうだという場合を想定してると言われています。しかし、その考え方には私は疑問を感じるんですね。なぜそういう考え方が出てきたかという、刑事裁判では何が起こったかを全部法廷で明らかにしなければならないという考え方が前提にあるからだと思うんです。全部明らかにしなければならないとなると、1年、2年かかるものもあるかもしれない。しかし、国民は本当にそれを望んでいるのだろうか？ 全部明らかにするっていうのも大事なことです。真実発見です。しかし他方で、早く正義を回復する、実現するというのも、国民が望んでいることではないか。特に裁判員時代に入ってから、裁判員が担当できる裁判のサイズ、担当できる規模と内容の裁判というものに変えていく必要があるのではないかと。その発想からすると、今回の改正に私は首をかしげたくになります。私は、この改正の議論をした会のメンバーで、今のような意見を述べましたが、少数意見でした。

改正の2番目は、この間の東日本大震災のときのように、大災害が起こったときには、裁判員に行けませんという辞退事由を設けた。これは考えてみれば、なかったのが不思議だという気がします。また郵便がとても配れないような状況になったときには、その地域の人には裁判員候補者の呼び出しをしなくてもいいということにしました。

それから改正の3番目は、被害者の方の名前とか住所とか、特定につながるような情報はもちろん話していただいても困るわけです。裁判員に選ばれた人はもちろん職務上知り得た秘密ということで、守秘義務が掛かりますけども、選ばれないでそこから帰った候補者にはその義務はなかったんですね。それで、被害者や遺族の方に安心していただくために、こうい

う情報を公にしてはならない義務を設けました。ただし罰則はありません。

それではあと残された時間で、その他の課題について、お話ししたいと思います。

裁判員制度の課題：裁判員のストレス（Slide14）

一つは裁判員のストレスです。これも皆さん、お聞きになったと思いますけども、福島地裁郡山支部で、裁判員として参加した女性がPTSDになってしまった、それは裁判員として参加したせいだということで、国家賠償を請求した事件がありました。彼女が裁判員として法廷で見た証拠はどんなものであったかという、本当に凄惨な、残酷な、残忍な証拠でした。そして国家賠償事件の裁判所は、こういう証拠を見たことによって、つまり裁判員として参加したことによって、PTSDを発症したという因果関係を認めました。それでは重罪事件では、ストレスがあるから裁判員は参加すべきではないのかという、そうではないですね。なぜ裁判員が重罪事件に参加するのか。軽い罪ではなくて、なぜ重罪事件なのか。もっと時間があれば議論したいところですけども、それは、これまでの政府の説明としては、重罪事件のほうが社会的な影響が大きく、国民の関心も高いからとされています。しかし私はそれだけではないと思うんです。重罪事件は、それだけ大きな正義が損なわれた、正義の損なわれ方が甚だしいということが一つあります。もう一つは、重罪事件は刑罰が重い。場合によれば死刑、無期懲役です。つまり、国民の重大な権利を奪うという結果になるのが重罪事件です。そうだとすると、そういう重大な権利を奪うことになるような私たちの社会の制度、つまり裁判が、きちんと行われてるかということ、私たちは主権者としてチェックする必要がある。だから、重罪事件に国民が参加する必要があるということなんだと思うんです。海外でもたくさんの国が国民参加制度を導入しています。重い事件には参加

するけども、軽い事件に参加しないという国が、ほとんどですけども、軽い罪だけに国民が参加して、重い罪は裁判官がやってる国はないと思います。それは、やはり主権者としての国民の役割ということが意識されているのだと思います。

ストレスを減らすための方策 (Slide15)

しかし、無用なストレスはできる限り避けなければならない。裁判員のストレスは、「二つの非日常性」と書きましたけれども、まず裁判そのものが非日常ですね。殺人事件とか、普段皆さんが見聞きすることではないですね。もう一つ非日常なのは、ストレスの解消方法です。皆さんがもし何かストレスを感じたら、友達に話すでしょう。家族にも話すでしょう。つまり、誰かと話して吐き出す。1人じゃなくて、誰かと一緒になって吐き出すというのが、ストレスを減らす普通のやり方ですね。ところが裁判員は、もう二度と同じグループで集まることはない。そして守秘義務がある。つまり、仲間と語り合うということができない。そこも非日常なんですね。そこに配慮しなきゃいけない。そのためには、一つは裁判の在り方ですけども、さっきのような凄惨な証拠をたくさん出せばいいわけではないですね。必要で十分なものに限る必要がある。それは裁判官の役割です。カラーである必要がなければ、白黒でいい。昔は白黒の写真で裁判をやっていたはずです。それから、評議の際にも、裁判員の方がどんな状態かということを、裁判官は注意深く見ていなければならないですね。

そして、もう一つ大事なのは判決後です。もし何か心理的なストレスを感じたときには、裁判所のメンタルヘルスケアの相談窓口があります。しかしそこは、原則として1人でアクセスしなければならない。裁判員経験者の、最もつらい不安は、「私だけがこんな思いをしてるのではないか。他の人たちは堂々と立派に仕事をしたのに、私だけがこんなにつらい思いをしてるのではないか」という思いなんですね。だとしたら、それは誰に

も言えないですね。大切なことは、孤立化させずに、語り合う場所を作るということだと思います。グループで話し合う。裁判官、裁判員と、そこにメンタルヘルスの専門家を入れて、グループで語り合う機会が必要だろうと思います。これがデブリーフィングといわれる方法ですね。

裁判員制度の課題：上訴審での破棄（Slide16）

裁判員の判決が最近覆ったことが話題になりました。しかし統計で見ると、裁判官裁判の時代よりも裁判員裁判になって、控訴審で破棄される率は少なくなってますね。つまり、93パーセントぐらいの事件では裁判員の判断が維持されてる。だから、破棄されてニュースで話題になったケースがありましたけれども、多くの事件では裁判員の判断が尊重されています。

有罪・無罪の判断（事実認定）（Slide17）

裁判員裁判の判決が控訴審で覆るかどうかについては、一つは有罪・無罪の判断があります。裁判員が無罪にしたのに、高等裁判所が有罪にしたケースがいくつかあります。裁判員裁判は、一審だけで行われます。ですから、二審、三審はプロの裁判官だけです。裁判員は無罪にした、つまり検察官の証拠には疑問があると言ったのに、二審の3人のプロの裁判官は検察官の証拠には疑問がないとして、無罪を有罪にしたというケースがありました。この事件について最高裁は、「一審の裁判員たちは証人から直接、証言を目の前で聴いて、しかも証言の態度まで見ている。そういう裁判員の判断は、やはり尊重されなければならない。だから、それがおかしいと言うためには、その一審の証拠の評価が、論理則・経験則に照らして不合理と言えなければならない」と判断しました。この論理則・経験則というのは、法律家が好きな言葉ですね。そう言われると、分かったような気になってしまう。こういう場合には、もっと分かりやすい日常語に言

い換える必要があると思います。論理則とは何かというと、筋が通るということですね。経験則とは何かというと、常識的にあり得るということですね。だから最高裁は、「もし裁判員の裁判で無罪になって、その判断がおかしいと言うのであれば、ここは筋が通らないじゃないか、ここは常識的にあり得ないじゃないかと、具体的に言えなければいけない」と言ったんですね。この判断自体は私は正しいと思います。ただ、最高裁がこう言ったために、その後高裁の判断がどうなっているかということ、この言葉を使って、またひっくり返してるケースがあるんですね。「論理則・経験則」の中身が問題ですね。

量刑判断 (Slide18)

裁判員裁判の判決が覆される場合としては、有罪・無罪の判断ではなくて刑の重さ、量刑について、覆される場合がありますが、この点はさきほどお話ししたとおりです。

量刑判断 (Slide19)

先ほど触れた求刑越え判決数の推移です。さきほど述べたように、量刑の傾向を共通認識として、評議の出発点にすべきであるという判決が出たことの影響と思われます。どんどん少なくなっています。

量刑判断 (死刑) (Slide20)

最近裁判員裁判の判決が覆された例の中でも話題になったのは死刑判決です。一審の裁判員裁判では死刑判決が出された。ところが、二審は、死刑は重過ぎるとして、破棄して無期懲役にした。最高裁も、それが妥当と、二審の無期判決を支持したというケースですね。このケースの最高裁判決にも、先例の傾向を検討し、それを共通の出発点として議論することが重要であることが強調されています。しかし死刑判決の場合は、もう一

つ特殊な問題があります。死刑は究極の刑罰ですから、慎重の上にも慎重に判断しなければならない、という別の考慮が加えられなければならないからです。私はさっき、求刑の1.5倍の判決を破棄したケース、つまり今までの先例の傾向を共通認識として、評議の出発点にするべきであるとする考え方には消極的であるとお話しました。では死刑についても同じように考えるべきかということ、私はその点は違うんです。死刑は特別です。死刑は、生きたいという人から、無理やり、その生命を奪う刑罰ですね。無理やり、強制的に。私たちの憲法は、個人の尊重ということを一番の価値に置いています。その個人の最も重要なものは何か―それは生命です。その生命を奪うかどうか。最も大切な命に関しては、それを存続させるチャンスはできる限り広く保障されるべきだと思いますか？ そうだとすると、死刑だけは、誰が出した死刑判決であろうとも、また手続のどの段階であろうとも、死刑判決を破る方向、つまり生命を存続させる方向では、その機会は広く保障されるべきではないかと思うのです。ですから、量刑といってもひとくくりにはできないというのが私の意見です。

量刑の考え方（Slide21）

量刑の考え方については、さきほど説明した通りです。

裁判員制度の課題：守秘義務、辞退率と出席率（Slide22,23）

これは、裁判員候補者として選定されたけれども、辞退した人の率です。年を追うごとにだんだん上がってますね。最近では7割近くの人が辞退をしています。もちろん辞退は、理由があればできますので、恐らく多くの人は理由があって辞退していると思いますけれども、辞退は上がっている。当然ながら、候補者として選ばれた中で裁判所に来てくれる人の率は、どんどん下がっている。とうとう2割近くになってしまいました。

世論調査結果 (Slide24)

他方で、この世論調査によると、「裁判員制度は定着していると思いますか」の問に対して、今年の3月の世論調査によると、「定着している」と思っている人は30パーセントしかいません。65パーセントの人は定着しているとは思わないと答えています。

裁判員経験者に対するアンケート結果 (Slide25)

さきほどご紹介したように、裁判員を経験した人は、いい経験だったと答えています。95パーセント以上の方がいい経験だったと答えている。しかも、その率は毎年同じなんです。大体95パーセントで、5年間同じなんです。

裁判員制度の課題：守秘義務 (Slide26)

これらのデータが示すところは、結局、裁判員の経験が、国民に共有されていないということです。もし経験が、良い経験が共有されていれば、辞退する人も少なくなるかもしれない。出席する人も増えるかもしれない。定着していると思う人も、増えるかもしれないですね。ではなぜ共有されないのか。

私がある裁判員経験者から聞いた話です。裁判員の仕事というのは連日ですから、家族や勤め先の協力なしにはできません。その協力を得て、裁判員の仕事を全うして、その人は家に帰りました。ところが、家族はその人に何も聞かない。翌日、勤め先に行きました。会社の人々の協力があってできた裁判員任務です。しかし、勤め先の人誰も誰一人何も聞かない。

もう一つ、私がアメリカで経験したことです。私は、ある小さなレストランでお昼を食べていました。私の後ろのテーブルに、大学生が3人、後から来て座りました。それとなく話を聞いていたところ、その中の1人が「僕さ、昨日まで陪審員やってたんだよ」と切り出しました。すると仲間

から「どこで？ どんな事件だった？ どうだった？」と質問攻めにされて、話が弾んでいました。

この二つの経験の違いはどこから来るのでしょうか。私は、守秘義務の在り方ではないかと思うんです。アメリカでは、陪審員経験者には原則守秘義務ありませんので、原則しゃべっていい。しかし例外的に、評議室の中で誰が何を言ったか言わないでくださいと、裁判官が注意をしています。原則自由、例外制限ですね。これに対して日本では、原則しゃべってはいけない、例外しゃべっていいということになっています。しゃべっていいことは、公開の法廷であったこと。もう一つは裁判員を務めた感想です。しゃべってはいけないこととして法律が書いてるのは、「評議の秘密」。その中身は何かというと、「評議の経過」「各裁判官と各裁判員の意見」「意見の多い少ないの数」となっています。そのほか罰則があるのは「職務上知り得た秘密」「自ら関与した判決の当否を述べること」、となっています。「評議の経過」、「評議の秘密」一すごく漠然とした言葉ですよ。結局、どこからしゃべってよくて、どこからしゃべってはいけないのかが分からないから、裁判員経験者の人たちは、安全策を取って全部しゃべらない。周りの人も安全策を取って何も聞かない。これが日本の現実です。これでは95パーセントの「いい経験だった」ということが、社会で共有されるはずがないではないか。私は守秘義務については、運用を逆にすべきであると思います。原則自由。しかし、しゃべってもらっては困ることは、先ほど述べた、法律に書かれてある事項。分かりにくい「評議の経過」については、各自の意見を洩らすことと同等程度に、評議の正当性を実質的に損なうような重大なものに限定して考える。運用をそのようにすれば、だいぶ変わってくるのではないかと思います。

おわりに：裁判員制度は何を変えつつあるか (Slide27)

さて、締めくくりですけども、裁判員制度は、いろいろなものを変えたとお話ししました。刑事裁判は革命的に変わりました。しかし、刑事裁判だけでなく、参加した人たちの意識が変わってきています。裁判員の経験は民主主義のプロセスそのものだからです。裁判は、検察官が被告人を有罪にするように提案し、証拠調べという議論が行われて、そして最後に評決に至る。これは、民主主義と同じプロセスです。コミュニティにおいて、誰かが提案する、みんなで議論する、そして結論。この民主主義のプロセスを実体験するのが、この裁判員制度なのだと思います。裁判は、パブリックな事柄ですよ。自分の個人的利害とはなんの関係もない。直接的な利害はない。しかし自分が構成員の1人である社会のこと、公共のことに参加する。そういう意識を高めていっている。アメリカの研究でも、陪審員を務めた人は投票に行く人が増えるという実証的な研究があります。日本の裁判員経験者の中にも、「社会のことを考えた」という人がたくさんいます。

最初に、なぜ裁判員制度を導入したかという図をお示ししましたが、司法制度改革の理念では、次のようなことが述べられてました。国民は、統治客体意識、つまり、お上に治められるという意識から脱却して、統治主体、つまり自分たちが治める、自分たちが主人公だという意識に変わってほしい。お上としての政府という見方から脱して、国民自ら統治に重い責任を負い、そうした国民に応える政府にしていかなければいけないんだと。裁判員制度を提案した司法制度改革審議会はこのように述べていました。

このように、裁判員制度は非常に根の深い、また幅広い仕組みです。皆さんの中にはもう資格のある人も、間もなく資格を得る人もいますが、もし出席要請がきたらば、プラチナチケットだと思って、必ず参加してほしいと思います。

Slide28

どうもありがとうございました。

平 山：どうも先生、素晴らしい講義、ありがとうございました。裁判員制度が入った後で変わったものと、変わらなかったものというのが、非常にどちらも興味深くて、聞いていてなるほどと思って、私はいろいろ先生に聞きたいところがあるんですけど、学生を優先させましょう。どうですか？ 学生の方で、質問がしたいという人いますか？

学生C：四宮先生ご自身は、今現在で、順調に裁判員制度が機能しているかどうかは、どう考えていらっしゃいますか？

四 宮：どうも質問ありがとうございます。

私は、予想以上に順調にスタートした、そして、予想以上に順調な6年間だったと、さっき申し上げたような課題はあるにしても、そう思います。それはなぜかということ、先ほど申し上げたような課題はあるにしろ、致命的なものではないのですね。それはなぜかということ、第一に、それは紛れもなく国民の皆さんの協力のおかげです。行きたくないって人が多いことは多いけれども、実はこれ、アメリカでも同じなんです。アメリカは独立前の植民地の時代から、イギリス型の陪審制度をやっていました。そして今でも、つまり何百年もの歴史を持っていても、今でもみんな行きたくないと言うんです。なぜかということ、陪審員なり裁判員に行きたいですかって聞かれたときに、そこで比べるものは、陪審員、あるいは裁判員という、どんなことをやるのかよく分からない抽象的なものと、今日の仕事、今日の家庭という現実的なもの

のと比べるのですね。誰だって、身近な、現実的なもののほうが大事です。だから、メディアの方によく言うのですけれども、「これ何十年調査しても同じですよ、数字は」と。それでも、裁判員の人たちは、選ばれたら、恐らく、ああと天を仰いで、しかし務めてくださる。ということで、その方々の力が一番大きいと思います。それから法律家たちも、これは国民に変わってもらわなければならないという意識が、実は施行前の5年間の準備期間の間に芽生えていったと思います。その結果、さっき大きく変わったとをいろいろ申し上げましたけども、それは努力していく中で、今までどおりのことをやってちゃ駄目なんだということに専門家たちも気が付いて、そして変わっていった部分があります。ですから、国民の協力と、法律家たちの努力があったと思います。

ただ、さっきご紹介したように、もっともっとよくなるはずだと。そのためには工夫がもっともっとできるはずだと思います。

学生C：ありがとうございます。

平山：他に質問がある学生は？

学生D：本日は貴重な講演ありがとうございました。私からの質問、一つなんですけれども。裁判員制度が導入されるにあたって、理由の一つとされてたことが、市民感覚を取り入れるってことだったと思うんですけども、その点について、先ほどお話の中で控訴審での破棄率が、裁判員制度導入されたことで下がったっていう数字を提示されたんですけども、この数字が下がったことをもって、導入に対する疑問を投げ掛ける理由は排除できるってい

うか、反駁できるっていうふうに見えるのか、それとも違うご意見があるのか、ちょっとお聞かせください。

もう少し端的に言いますと・・・。

四 宮：どうぞ、そうしてください。

学生D：僕はこれでもまだ十分じゃないという考えなんです。この数値が下がったことでは、まだ十分じゃなくって、もっと対応法が必要だというところで疑問があったんですけども。

四 宮：例えばどんなふうにしたらいいと思いますか？

学生D：まだ自分の中ではちょっと・・・。

四 宮：もっと尊重すべきではないかというご意見なんですね。

学生D：はい。そうです。

四 宮：分かりました。どうもありがとうございます。大変重要なご指摘だと思います。

破棄の理由というのは、それぞれ事件で違うんですね。例えば、もちろん一審で、裁判員が入った判断がおかしいということ破棄される場合もこの中に入っている。それが6パーセントもあったら大変じゃないかと、趣旨が損なわれるじゃないかという、多分ご指摘だと思うんです。そこはそのとおりだと思うんです。ただこの6.6パーセントの中には、一審の判決が出た後に何か被告人のプラスになることがあって、それでそれを新しい証拠

と理由で破棄しているケースもあるんですね。例えば、傷害致死ということで裁判員裁判になりました。そして、懲役何年になりました。ところが、その判決が終わってから控訴して、控訴審の裁判の途中で、遺族の方と示談が成立しましたと。示談が成立して賠償金を受け取っていただきましたと。このような場合、この事情を考慮してよいことに今の法律はなっているんですね。従って、裁判員の裁判が間違っていたわけじゃないけれども、その後新しい有利な事情が出てきたから破棄しますということもあり得るんですね。この破棄率の中には、いろいろなものが入っての6パーセントだと思います。しかし基本的な考え方は、私も今の方と共通で、何のために裁判員に来てもらっているのかを考えれば、できる限り尊重することが必要ではないかというご意見に賛成です。

平 山：ありがとうございます。

四宮先生はアメリカの陪審制度についても非常にお詳しいわけですが、アメリカの陪審制度というのは、市民、つまり被告人にとっても自分たちの仲間によって審理を受けるということで、その被告人にとっても、陪審裁判を受ける権利がある、被告人にとっても利益があるというように認識されていると思うんです。しかし、裁判員裁判それ自体については、被告人の観点から見たときに、裁判官裁判と比べてどういう利点とか、利益があると先生はお考えか、教えてもらってもいいでしょうか。

四 宮：これ、大変重要な質問なんですね。アメリカは、今、平山先生からご紹介があったように、権利なんですね。陪審裁判を受けるのは権利です。憲法で保障された権利。だからそれは放棄できる。

放棄して、陪審員じゃなくて裁判官に裁判してもらいたいってことが言える。ところが日本は、権利ではないですね。一定の重い罪を犯したということで起訴されたら、それは有無を言わず裁判員裁判になります。その点は、制度を作るときにも随分議論があって、権利でない点に批判的な方もいました。

私は、制度全体をトータルに見て、被疑者・被告人の利益になるかどうかを考える必要があると思います。そうすると、まず手続きの段階順に見ていくと、裁判員裁判になったことによって、さっきいろいろ図をお示ししましたけども、手続きの透明性が大きく拡大しました。被疑者にも、起訴される前から国選弁護人も付くし、検察官から証拠も広く開示されるようになりました。そして法廷でも証拠調べは証人が中心になっていった。そういう透明性、公正性というものが、裁判員制度には付随しているわけですね。それから何よりも証拠の判断。これが刑事裁判慣れして、毎日毎日有罪の裁判をしている裁判官だけでなく、生まれて初めて、しかも1回だけ、そして議論をする裁判官と何の人間関係もない、仲間の裁判員とも何の人間関係もない、たとえけんかしても、別にあすの自分にとって困らない、そういう人たちと、自分の常識に基づいて議論ができる。こういう人たちが証拠の評価をするというのは今までなかったことですね、戦前の陪審員を除けば。そのことも、私の依頼者にとっては大きなプラスだろうと思う。

そもそも私がなぜ国民参加に関心を持ったかという、刑事弁護士として連戦連敗だったからです。私が無罪を確信している事件でも、連戦連敗です。この裁判官はおかしくないか、と最初思うわけです。でも次も負ける。この裁判官もおかしくないかと。自分の力量を棚に上げてですけれども。そのうち、日本の刑事訴

訟法は、アメリカによる占領中に作られましたから、アメリカとよく似たルールなのに、なぜこんなに裁判の在り方が違うんだろうと思ひ始めたんですね。それは、ひょっとしてアメリカの法廷にはいるけれども、日本の法廷にはいない人たちがいるからではないか。それは陪審員ですね。同じルールを、誰が運用するかによって、ひょっとしたら裁判の在り方は変わるんじゃないか。これが、私の仮説になったわけです。それで、実際の陪審裁判を見るためにアメリカに行って、実際の陪審裁判をたくさん見たんです。アメリカでの観察と、裁判員制度導入後の手続の変化を見ると、私の仮説は的外れではなかったように思います。そういうことから考えると、やはりいろいろご指摘はあるにしろ、トータルで見たときには、依頼者には大きなプラスになっていると思います。

そして、何よりも裁判が速くなりましたね。速いことをマイナスという評価もあるけども、実は皆さんが憲法で習ったように、迅速な裁判を受けるのは、国民の、被疑者の、被告人の権利なんですね。迅速な裁判が権利なんです。速いことはマイナスだというのは、昔の制度を前提にした話です。なぜならば、われわれは検察官が持つてゐる証拠を見ることができなかつたからです。見る事ができないから、自分たちでなんとかしなければならぬ。そのためには時間が必要だつた。しかし時間は何も保証してくれない。新しい証拠開示制度は、一定限度では確実に証拠は開示されるという保証がある。そういうものも含めて、広く見ていく必要があるのではないか、というのが私の考えです。

平 山：四宮先生、ありがとうございます。最後のスライドは、参考ということでもよろしいでしょうか？

第2次刑事司法制度改革（Slide29）

四 宮：最後に、今、国会に提出されている刑事訴訟法の改正案の骨子です。

さっき取調べの録音・録画は、第1次の司法制度改革では実現しなかったと言いましたけれど、今度実現します。その対象事件は、裁判員裁判対象事件と、検察官が独自に捜査する事件と、範囲は小さいですけども、全過程を録音・録画することを法律上義務付ける制度ですね。それから、司法取引と呼ばれている制度、などなど。一番最後のスライドに書いてある項目、これが今、国会に掛かっています。いろいろ紆余曲折はあるかもしれませんが、恐らく今国会で成立すると思います。そうすると、またこういう新しい制度が、生まれることとなります。引き続き注目してください。

平 山：四宮先生、今日は本当に素晴らしいお話ありがとうございました。私も、そして学生も裁判員制度について今後もっと注目して、いろいろ考えていこうと思います。ではみなさん、四宮先生に拍手でお礼を申し上げます。

一 同：拍手

特別講演を聴いて

裁判員制度の設計に関わった四宮先生の講演は、裁判員制度をよりよいものにするためには、そして、刑事司法制度全体を改善させるためにこの制度をどう活かすべきなのか、という観点から、熱のこもったお話であった。裁判員制度を設計された一人というお立場から、この制度への愛情とそれがゆえの厳しいまなざしを強く感じる事ができた。受講学生らも、

これまで以上に裁判員制度について関心を抱き、今回の講演をきっかけに実際に裁判員裁判の傍聴に行こうと考えた者も多かったようである。

四宮先生の講義はまた、教授方法という観点からも大変参考になった。「意見があったら私の話をどんどん邪魔しなさい」と仰られて始まった講義に、学生らはさすがに講義の途中で口をはさむ勇気はなかったようであるが、講義中に四宮先生からマイクを向けられると、自分の考えを熱心に述べていた。また講義後の質疑応答では、学生も積極的に手を挙げ質問をしていた。学生らは講義後も先生を取り巻き、裁判員制度についての質問を続けていた。四宮先生の講演が学生らの知的好奇心を刺激し、「裁判員制度についてもっと知りたい」と彼らに思わせたのだろう。講義後も長時間学生らに付き合ってくれた四宮先生に感謝するとともに、裁判員制度が今後年度を重ねてどのように発展していくかを見据えながら、また四宮先生のお話を伺いたいと強く願った次第である。



講義後、四宮先生に裁判員制度について質問をする学生ら。

(本学法学部准教授)

以下巻末資料（スライド）

1

裁判員制度の意義と課題

2015/06/09
白鷗大学法学部
四 宮 啓

2

今日の構成

- なぜ裁判員制度は導入されたのか
- 裁判員制度の現状
- 裁判員制度の課題
- 裁判員制度は何を変えているか

3

なぜ裁判員制度が導入されたのか
—2001司法制度改革のコンセプト—

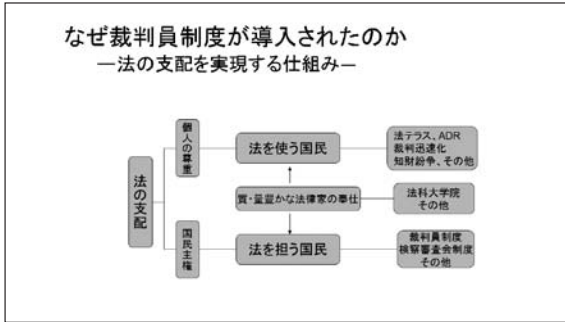
事前規制・調整型社会

より自由でフェアで責任ある社会

事後監視・救済型社会

法の支配

4



5

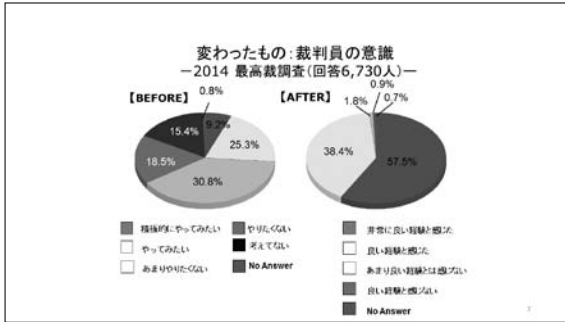


6

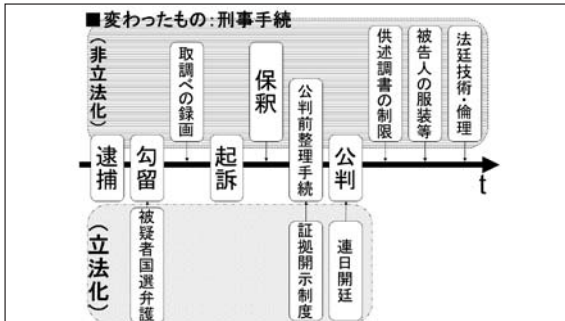
裁判員制度の現状
—2009.8～2015.03(最高裁)—

- 判決に至った件数 7,159件(被告人7,601人)
- 裁判員候補者名簿登録者 1,970,906
- 選定された裁判員候補者 707,773人
- 辞退が認められた候補者 428,681人(辞退率60.6%)
- 出席を求められた候補者の出席率 76.1%(31.2%)
- 選定された裁判員 43,775人
- 選定された補充裁判員 14,939人
- 平均実審理期間 7.0日
- 平均評議時間 9.9時間
- 無罪 44件, 死刑 23件
- 執行猶予 1,230件(うち保護観察668件・54.3%)
- 控訴 2,711人(控訴率35.7%)

7



8



9

無自覚的に変わった刑事訴訟手続

- 取調べの録音・録画の検討・試行開始
- 起訴基準の変化
- 保釈の運用（「罪証隠滅行為の現実的可能性」）
- 書証から人証へ（直接主義・口頭主義の実質化）
- 判決の変化（無罪事件、刑の個別化（重罰化・寛罰化）、更生への期待）
- 控訴審の在り方
最高裁2012年2月13日判決【事実認定】
（参考）最高裁2014年7月24日，2015年2月3日【量刑】
- なぜ「無自覚的変化」が生まれたのか
国民が求める刑事司法＝透明・フェア・常識・迅速な制度

10

変わっていないもの

- 無罪率
 - 裁判官裁判(平成18年～平成20年) 0.6%
 - 裁判員裁判(平成21年～平成27年3月) 0.56%
 - * 本当に変わっていないか?
- 死刑求刑事件
 - 死刑求刑事件(30)
 - 死刑(23)、無期(6)、無罪(1)
 - * なぜ変わらないのか?
- 未経験国民の意識
 - * なぜ変わらないのか?

11

	殺人罪	強盗致死傷罪	窃盗罪
2004	55.40%	86.70%	47.90%
2005	55.70%	87.10%	42.00%
2006	56.70%	80.10%	36.60%
2007	52.90%	75.80%	39.60%
2008	48.90%	71.40%	42.40%
2009	48.60%	64.10%	43.80%
2010	38.30%	53.50%	42.80%
2011	37.10%	44.30%	43.80%
2012	31.80%	37.70%	42.20%
2013	30.70%	34.40%	41.30%

* 覚せい剤事件の無罪率 2.7%

12

変わっていないもの

- 死刑事件・死刑判決
- 量刑の考え方:「①犯罪行為自体に関する事実により量刑の大枠を決定し、その大枠の中で一般情状事実を刑を微調整させる要素として考慮し、量刑相場を踏まえつつ決定する」(司法研修所「裁判員裁判」における量刑評議の送り方(一)、「2014年」)
- 「死刑事件も基本的に異ならない」
- 最高裁2014年7月24日(寝屋川事件)
最高裁2015年2月3日(裁判員死刑判決破棄)
「先例の検討結果を共通認識として評議の出発点に」
「死刑は慎重に」

13

裁判員制度の課題

- 立法的に解決されたもの
 - ・超長期事件を対象から除外
 - ・大災害の場合に辞退事由、呼出しなくてよい
 - ・裁判員選定手続の被害者等特定事実
- その他の課題
 - ・裁判員のストレス
 - ・裁判員の判決は上訴審で覆る、か？
 - ・守秘義務の在り方

14

裁判員ストレス

- 裁判員とPTSD(福島地判平成26年9月30日)
「裁判員として参加したと相当因果関係がある」
【証拠】
 - ・血の海となった現場の状況を撮影した写真
 - ・10箇所以上に刺し傷がある被害者夫婦の頭部や頸部の写真
 - ・発泡スチロールで作られた被害者の頭頸部の模型等の写真
 - ・写真は全てカラー写真
 - ・被害者である妻が犯人に刺されながら必死で消防署に救いを求める電話の音声(約2分50秒)
- * 重大事件は対象事件から除外すべきか？

15

裁判員のストレスを減らすために

- 1 2つの非日常性
- 2 手続の在り方
 - (1) 公判
 - ・公判前整理手続
 - ・当事者の法廷弁護技術
 - (2) 評議
 - ・裁判長の評議マネジメント技術
 - (3) 判決後
 - ・経験を表明する機会
 - ・価値あることをしたと公表すること cf. 守秘義務
 - ・カウンセリング・デブリーフィング

16

裁判員の判決は上級審で覆る、か？

・裁判員裁判の控訴審での破棄率

裁判官裁判(H18-20) 17.6%

裁判員裁判(H21-24) 6.6%

(H24.12 最高裁検証報告書)

17

裁判員の判決は控訴審で覆る、か？

●事実認定(有罪・無罪)

最高裁平成24年2月13日判決

控訴審の事実誤認の審査は第1審の証拠評価が論理則、経験則に照らして不合理といえるか

⇒「第1審は直接主義・口頭主義」

18

裁判員の判決は控訴審で覆る、か？

・量刑判断【有期懲役】

最高裁平成26年7月24日(寝屋川事件)

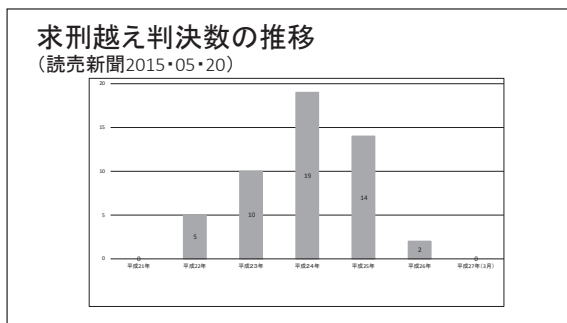
検察官求刑 懲役10年

第1審・控訴審 懲役15年

最高裁 父親懲役10年、母親懲役8年

「他の裁判との公平性を保持。評議にあたっては、これまでのおおまかな量刑の傾向を共通認識とし、これを出発点として評議を深めていく」「逸脱する場合は、事情を具体的、説得的に判示」

19



20

裁判員の判決は控訴審で覆る、か？

- ・量刑判断【死刑】
 - 最高裁H27年2月3日
 - 第1審 死刑
 - 第2審 破棄・無期懲役
 - 第3審 無期懲役

「死刑は究極の刑罰ゆえ慎重にとの観点と、公平性確保の観点からすると、先例を検討し、共通の出発点として議論することが不可欠」
「死刑選択の具体的、説得的根拠が示される必要」

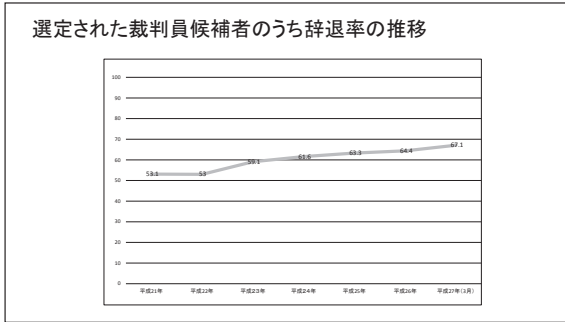
21

量刑の考え方

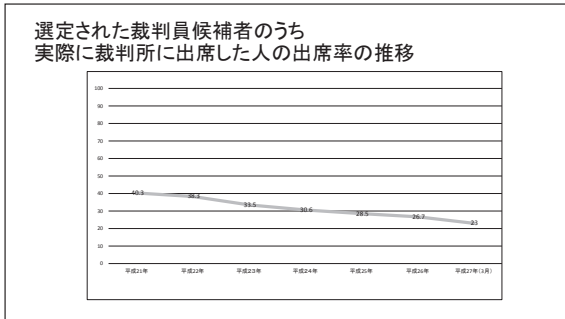
司法研修所『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』(2012年)

- ① 犯罪行為自体に関する事実により量刑の大枠を決定
- ② その大枠の中で一般情状事実を刑を微調整させる要素として考慮
- ③ 量刑相場を踏まえつつ決定する
- ④ 死刑事件も基本的に異ならない

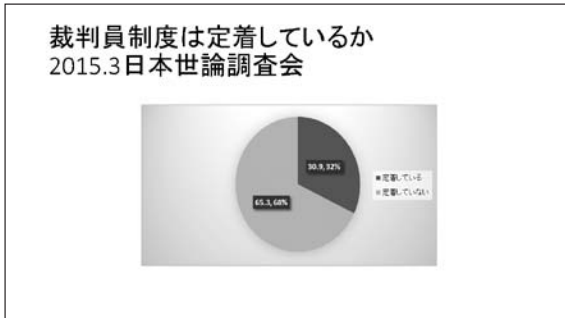
22



23



24



25



26

守秘義務の内容

- 守秘義務の対象
「評議の秘密」: 評議の経過、各裁判官・裁判員の意見、多少の数(裁判員法70条)
- 裁判員経験者の守秘義務の対象と罰則
 - ★6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金の場合(108条2項)
 - 職務上知り得た秘密(108条2項1号)
 - 「評議の秘密」のうち各裁判官・裁判員の意見・多少の数(108条2項2号)
 - 利益目的で上記以外の評議の秘密(108条2項3号)
 - 判決(事実認定・量刑)の当否(108条6項)
 - ★50万円以下の罰金の場合(108条3項)
 - 上記以外の「評議の秘密」=「評議の経過」

27

裁判員制度は何を変えつつあるか

- 「公共の討論の場」としての司法制度へ
提案→討論→評決というプロセス
「討論して決める民主主義」を国民が実践
- 「公共」を担う責任ある国民へ
- 司法改革が目指したものは・・・
「国民の統治客体意識から統治主体意識への転換」
「お上としての政府親から脱し、国民自らが統治に重い責任を負い、そうした国民に応える政府へ」(2001/6/12司法制度改革審議会意見)

28



29

（参考）別の原因による第2次刑事司法改革

- 「法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会」
- ・取調べの録音録画
- ・協議合意制度・刑事免責制度
- ・裁量保釈の考慮事情
- ・被疑者国選弁護制度の拡充
- ・証拠開示精度の拡充（一覧表開示等）
- ・犯罪被害者等の保護（個人特定情報の保護）
- ・通信傍受対象事件の拡大等
- ・取調べ録音録画の3年後見直し規定